

□ 吸収合併

会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう。

消滅会社が酪農事業部門を有していた場合は存続会社の商号変更に関わらず、通常は施設の名称変更が行われる。

【概念図】

A社（存続） + B社（消滅） → A社（存続・商号変更なし）  
 → C社（存続・商号変更あり）



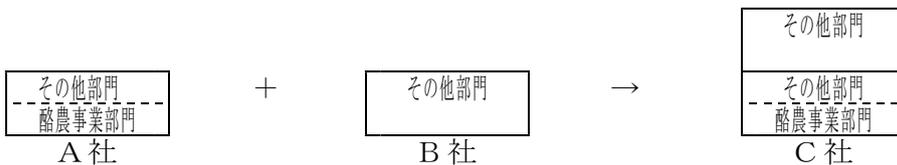
□ 新設合併

二以上の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう。

新設会社に酪農事業部門が承継されるので、通常は施設の名称変更が行われる。

【概念図】

A社（消滅） + B社（消滅） → C社（新設）



□ 吸収分割

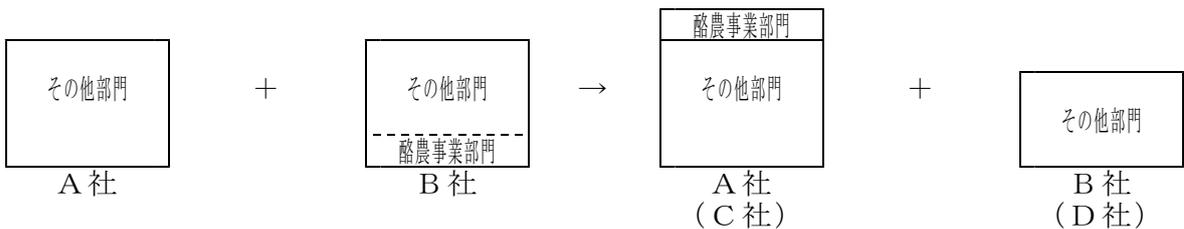
株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう。

分割承継会社に酪農事業部門が承継される場合は分割承継会社の商号変更に関わらず、通常は施設の名称変更が行われる。

【概念図】

A社（分割承継） + B社（分割） → A社 + B社（商号変更なし）  
 → C社 + D社（商号変更あり）

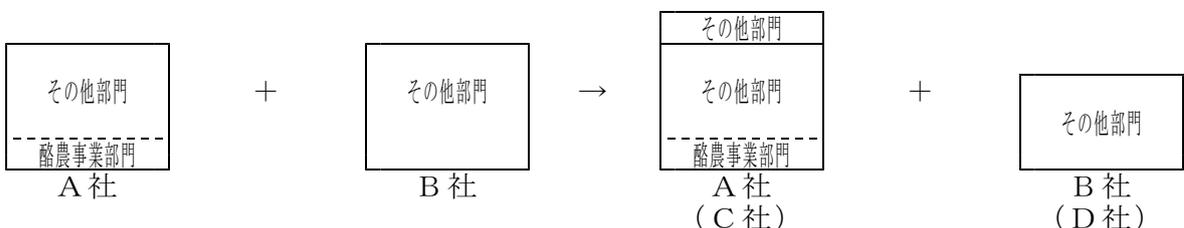
※ 酪農事業施設はB社からA社（C社）に承継



分割承継会社に酪農事業部門が承継されない場合は分割会社の商号変更がなければ、通常は施設の名称変更は行われない。

【概念図】

A社（分割承継） + B社（分割） → A社 + B社（商号変更なし）  
 → C社 + D社（商号変更あり）



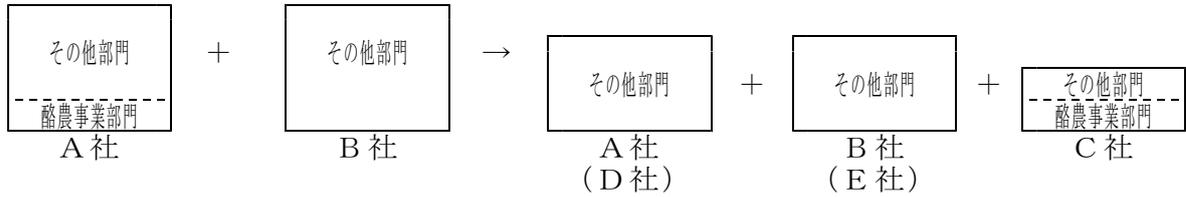
□新設分割

一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう。

新設会社に酪農事業部門が承継される場合は通常は施設の名称変更が行われる。

【概念図】

A社（分割） + B社（分割） → A社 + B社 + C社（商号変更なし）  
→ D社 + E社 + C社（商号変更あり）



新設会社に酪農事業部門が承継されない場合は分割会社の商号変更がなければ、通常は施設の名称変更は行われない。

【概念図】

A社（分割） + B社（分割） → A社 + B社 + C社（商号変更なし）  
→ D社 + E社 + C社（商号変更あり）

